

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行(当日起きる翌日には、
當日に休むとある日)

鳥取県規則第九十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を改め、同表第八十四号中「二百円」を「四百円」に改める。

別表一第一号中「千円」を「二千円」に改め、同表第八十二号中「四百円」を「八百円」に改め、同表第八十三号中「百円」を「三百円」に改め、同表第八十四号中「二百円」を「四百円」に改める。

別表一第一百六十三号の四の次に次の一号を加える。
百六十三の五 生産事業者講習手数料 千円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県副知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十五年十月八日	木村内科医院	米子市天神町二丁目三番地	内科、小児科、放射線	木村楨宏

鳥取県告示第七百三十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第六条の三第二項の規定により定めた事業計画に基づき実施された地籍調査の成果を、同法第十九条第二項の規定に基づき、認証したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県知事職務代理者

事業主体	調査年度	調査地区	認証面積
名和町	昭和四十二年年度から 昭和四十四年年度まで	名和町大字押平・禁煙地区	二三七・五六 ヘクタール

鳥取県告示第七百三十一号

昭和四十五年十二月六日執行する米子都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選舉に係る選舉人名簿についてのすべての異議について決定をし、及び当該選舉において選舉すべき委員の数を次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十二条第一項及び第四項の規定により公告する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

一 宅地の所有者が選舉すべき委員の数 二人

一 宅地について借地権を有する者が選舉すべき委員の数 一人

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十五年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十五年十一月十日 午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
 三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室
 鳥取県知事選挙執行事務の状況について

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十五年十一月六日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の職員の勤務時間に関する規

程（昭和四十四年二月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（勤務時間等の特例）

第三条 特別の理由により、前条の規定により難い職員の勤務時間等については、教育長が別に定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和四十五年十一月六日から施行する。

正誤

昭和四十五年十月鳥取県知事選挙選舉長告示第一号（昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事の選挙における候補者の届出について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

誤

正

鳥取県鳥取市東町一丁目
一三一番地

鳥取県鳥取市東町一丁目
一三三番地